

発 行 登 録 目 論 見 書

2 0 2 6 年 8 月

ソフトバンクグループ株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債 1,500,000 百万円の発行登録については、当社は金融商品取引法第 23 条の 3 第 1 項の規定により、発行登録書を 2026 年 7 月 2 日に関東財務局長に提出し、2026 年 7 月 10 日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づき社債の募集を行う場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

【表紙】

【発行登録番号】	8－関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月2日
【会社名】	ソフトバンクグループ株式会社
【英訳名】	SoftBank Group Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長執行役員 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年7月10日）から2年を経過する日（2028年7月9日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,500,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には「利払繰延条項・期限前償還条項が付されていない場合」と「利払繰延条項・期限前償還条項が付されている場合」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

未定

2【新規発行社債（劣後特約付、利払繰延条項・期限前償還条項が付されていない場合）】

未定

3【新規発行社債（劣後特約付、利払繰延条項・期限前償還条項が付されている場合）】

銘柄	ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	未定
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 未定 2 利息の支払場所 別記「（注）13 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1 償還金額 未定 2 償還の方法及び期限 (1) 満期償還 個別社債の元金は、（未定）年（未定）月（未定）日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2) 期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に個別社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、初回任意償還日及び初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。

	ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、（i）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ii）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において個別社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、（i）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ii）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（個別社債について資本性評価を行った信用格付業者又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における個別社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、個別社債について、当該信用格付業者が認める個別社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3) 個別社債の満期償還日又は期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が銀行休業日にあたるときは、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 個別社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「振替機関」欄に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5) 個別社債の償還については、本項のほか、別記「（注）4 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）13 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	個別社債には財務上の特約は付されていない。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には財務上の特約は付されていない。

（注） 1 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行しない。

2 社債の管理

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、又は個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

3 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

未定

4 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各社債権者は、各個別社債につき、次の(i)及び(ii)を合計した金額の、個別社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

(i) 劣後事由の発生日において当該社債権者が保有する未償還の個別社債の金額

(ii) 同日における当該個別社債に関する任意未払残高及び同日までの当該個別社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各個別社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

(i) 当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合

(ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

(iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

(iv) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

(v) 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、個別社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

(i) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

(ii) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を（供託による場合を含む。）を受けた場合

(iii) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

(iv) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

(v) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（下記に定義する。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、個別社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

5 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

6 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

7 期限の利益喪失に関する特約

社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債に関する債務については、個別社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

8 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

9 社債要項の公示

当社及び財務代理人は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）3を除く。）の変更（本（注）5の規定に反しない限度とする。）は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本（注）10(1)の社債権者集会の決議は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債及び個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、当社に対し、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）8に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）11に定める社債権者集会に関する費用

13 元利金の支払

個別社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

社債償還資金、借入金の返済資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定です。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置する場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には「利払繰延条項・期限前償還条項が付されていない場合」と「利払繰延条項・期限前償還条項が付されている場合」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

未定

2【新規発行社債（劣後特約付、利払繰延条項・期限前償還条項が付されていない場合）】

未定

3【新規発行社債（劣後特約付、利払繰延条項・期限前償還条項が付されている場合）】

銘柄	ソフトバンクグループ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	未定
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 未定 2 利息の支払場所 別記「（注）15 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1 償還金額 未定 2 償還の方法及び期限 (1) 満期償還 個別社債の元金は、（未定）年（未定）月（未定）日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2) 期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に個別社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、初回任意償還日及び初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。

	ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、（i）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ii）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当社に課される法人税の計算において個別社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30営業日以上60営業日以下の期間内に社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する個別社債の全部（一部は不可）を、（i）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円の割合で、（ii）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円の割合で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（個別社債について資本性評価を行った信用格付業者又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における個別社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、個別社債について、当該信用格付業者が認める個別社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3) 個別社債の満期償還日又は期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が銀行休業日にあたるときは、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 個別社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は別記「振替機関」欄に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5) 個別社債の償還については、本項のほか、別記「（注）2 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）15 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	個別社債には財務上の特約は付されていない。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には財務上の特約は付されていない。

（注） 1 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行しない。

2 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、社債権者及び社債管理者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各社債権者は、各個別社債につき、次の(i)及び(ii)を合計した金額の、個別社債に基づく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

(i) 劣後事由の発生日において当該社債権者が保有する未償還の個別社債の金額

(ii) 同日における当該個別社債に関する任意未払残高及び同日までの当該個別社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各個別社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

- (i) 当社に対して、清算手続（会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合
- (ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- (iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合
- (iv) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合
- (v) 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、個別社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- (i) 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (ii) 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- (iii) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (iv) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (v) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、すべての同順位劣後債務（下記に定義する。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、個別社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

3 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

4 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

5 期限の利益喪失に関する特約

社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債に関する債務については、個別社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

6 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、半期報告書の写しを当該半期経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、当社は遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、本（注）6(2)に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、本（注）6(1)及び(2)に規定する書面の提出を省略することができる。

7 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、個別社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① その事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

8 社債管理者の請求による報告及び調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）8(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

9 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、個別社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、個別社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（社債管理委託契約第2条に掲げる行為を除く。）をしない。

11 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

- ① 社債管理者と個別社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
- ② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

(2) 本（注）11(1)の場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

12 社債権者に通知する場合の公告の方法

個別社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令又は社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとする。

また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

13 社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債及び個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）12に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

14 発行代理人及び支払代理人

未定

15 元利金の支払

個別社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

社債償還資金、借入金の返済資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	第46期（自	2025年4月1日	至	2026年3月31日）	2026年6月22日	関東財務局長に提出
事業年度	第47期（自	2026年4月1日	至	2027年3月31日）	2027年6月30日まで	に関東財務局長に提出予定
事業年度	第48期（自	2027年4月1日	至	2028年3月31日）	2028年6月30日まで	に関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度	第47期中（自	2026年4月1日	至	2026年9月30日）	2026年11月16日まで	に関東財務局長に提出予定
事業年度	第48期中（自	2027年4月1日	至	2027年9月30日）	2027年11月15日まで	に関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年7月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月24日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年7月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」並びに上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日（2026年7月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日（2026年7月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ソフトバンクグループ株式会社 本店
（東京都港区海岸一丁目7番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	ソフトバンクグループ株式会社				
代表者の役職氏名	代表取締役	会長	兼	社長執行役員	孫 正義

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
3. 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
17,325,397百万円

(参考)

(2024年4月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
7,915円	× 1,469,995,230株	= 11,635,012百万円

(2025年4月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
7,164円	× 1,469,995,230株	= 10,531,045百万円

(2026年4月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
5,219円	× 5,711,848,120株	= 29,810,135百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

2026年3月31日において、ソフトバンクグループ(株)および関係会社において営まれている事業の内容は以下の通りです。2026年3月31日現在、「持株会社投資事業」、「ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業」、「ソフトバンク事業」、「AIコンピューティング事業」の4つを報告セグメントとしています。

報告セグメントの概要は以下の通りです。

セグメント名称	主な事業の内容	主な会社
報告セグメント		
持株会社投資事業	・ソフトバンクグループ(株)およびその子会社による投資事業	ソフトバンクグループ(株) SoftBank Group Capital Limited ソフトバンクグループジャパン(株) ソフトバンクグループオーバーシーズ合同会社 SB Northstar LP
ソフトバンク・ビジョン・ファンド事業	・SVF 1、SVF 2 およびLatAmによる投資事業	SB Investment Advisers (UK) Limited SoftBank Vision Fund L.P. SB Global Advisers Limited SoftBank Vision Fund II-2 L.P. SBLA Latin America Fund LLC
ソフトバンク事業	・コンシューマ事業：個人顧客を対象としたモバイルサービスおよびブロードバンドサービスの提供 ・エンタープライズ事業：法人顧客を対象としたモバイルサービスやソリューションサービスの提供 ・ディストリビューション事業：法人顧客を対象としたICTサービス商材の提供 ・メディア・EC事業：メディア・広告やコマースサービスの提供 ・ファイナンス事業：決済、金融サービスの提供	ソフトバンク(株) LINEヤフー(株) PayPay(株)
AIコンピューティング事業	・半導体のIP、チップおよび関連テクノロジーのデザイン ・半導体チップの開発および販売 ・ソフトウェアツールの販売および関連サービスの提供	Arm Holdings plc Ampere Computing Holdings LLC Graphcore Limited
その他	・太陽光発電所の開発・建設・運営およびデータセンターの開発・建設 ・ロボティクス関連事業 ・福岡ソフトバンクホークス関連事業	Energy Global, LP Silver Bands 4 (US) Corp. (注1) 福岡ソフトバンクホークス(株)

(注1) ロボティクス関連投資を保有する中間持株会社です。

２．主要な経営指標等の推移

（１）連結経営指標等

回次	2022年 3 月 31日に終了 した 1 年間	2023年 3 月 31日に終了 した 1 年間	2024年 3 月 31日に終了 した 1 年間	2025年 3 月 31日に終了 した 1 年間	2026年 3 月 31日に終了 した 1 年間
会計期間	自2021年 4 月 1 日 至2022年 3 月31日	自2022年 4 月 1 日 至2023年 3 月31日	自2023年 4 月 1 日 至2024年 3 月31日	自2024年 4 月 1 日 至2025年 3 月31日	自2025年 4 月 1 日 至2026年 3 月31日
売上高 (百万円)	6, 221, 534	6, 570, 439	6, 756, 500	7, 243, 752	7, 798, 650
税引前利益 (百万円)	△869, 562	△469, 127	57, 801	1, 704, 721	6, 134, 905
親会社の所有者に 帰属する純利益 (百万円)	△1, 708, 029	△970, 144	△227, 646	1, 153, 332	5, 002, 271
親会社の所有者に 帰属する包括利益 (百万円)	449, 419	293, 116	1, 809, 984	666, 237	6, 098, 756
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	9, 975, 674	9, 029, 849	11, 162, 125	11, 561, 541	17, 621, 823
総資産額 (百万円)	47, 544, 670	43, 936, 368	46, 724, 243	45, 013, 756	60, 749, 547
1 株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	1, 438. 98	1, 472. 23	1, 869. 86	1, 976. 35	3, 057. 72
基本的 1 株当たり純利益 (円)	△254. 64	△163. 09	△42. 75	195. 20	873. 51
希薄化後 1 株当たり純利益 (円)	△256. 42	△165. 60	△43. 55	194. 85	872. 47
親会社所有者帰属持分比率 (%)	21. 0	20. 6	23. 9	25. 7	29. 0
親会社所有者帰属持分 純利益率 (%)	△16. 9	△10. 2	△2. 3	10. 2	34. 3
株価収益率 (倍)	—	—	—	9. 6	4. 1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2, 725, 450	741, 292	250, 547	203, 580	△428, 832
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3, 018, 654	547, 578	△841, 461	△1, 631, 540	△4, 507, 172
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	602, 216	191, 517	△606, 222	△1, 116, 384	6, 377, 307
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5, 169, 001	6, 925, 153	6, 186, 874	3, 713, 028	5, 362, 150
従業員数 (名)	59, 721 (22, 435)	63, 339 (22, 684)	65, 352 (24, 474)	67, 229 (27, 106)	73, 677 (26, 957)

（注） 1 本書面において、連結会計年度は「3 月31日に終了した 1 年間」と記載しています。

2 百万円未満を四捨五入して記載しています。

3 従業員数は、就業人員数を表示しています。従業員数の（ ）は、年間平均臨時雇用者数であり、外数です。

4 1 株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

5 2022年 3 月31日に終了した 1 年間、2023年 3 月31日に終了した 1 年間および2024年 3 月31日に終了した 1 年間の株価収益率については、基本的 1 株当たり純利益がマイナスのため記載していません。

6 2026年 1 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っています。2022年 3 月31日に終了した 1 年間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり親会社所有者帰属持分、基本的 1 株当たり純利益および希薄化後 1 株当たり純利益を算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
営業収益 (百万円)	856,003	657,112	20,818	408,569	2,062,650
経常利益 (百万円)	△200,263	△1,057,199	△1,161,224	△481,572	1,009,950
当期純利益 (百万円)	△352,390	2,828,995	69,020	1,082,903	1,491,862
資本金 (百万円)	238,772	238,772	238,772	238,772	238,772
発行済株式総数 (株)	1,722,953,730	1,469,995,230	1,469,995,230	1,469,995,230	5,711,848,120
純資産額 (百万円)	2,759,755	5,734,553	5,331,126	5,325,482	6,818,459
総資産額 (百万円)	22,412,112	24,563,884	23,334,956	23,044,859	31,568,286
1株当たり純資産額 (円)	417.27	978.30	908.38	925.49	1,195.94
1株当たり配当額 (円)	44.00	44.00	44.00	44.00	27.50
(内 1株当たり 中間配当額) (円)	(22.00)	(22.00)	(22.00)	(22.00)	(22.00)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	△51.55	458.52	11.78	186.32	261.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	457.83	11.77	186.19	261.37
自己資本比率 (%)	12.3	23.3	22.8	23.1	21.6
自己資本利益率 (%)	△11.2	66.8	1.3	20.3	24.6
株価収益率 (倍)	—	2.8	190.2	10.0	13.6
配当性向 (%)	—	2.4	93.4	5.9	4.2
従業員数 (名)	255 (26)	247 (26)	255 (26)	274 (30)	276 (31)
株主総利回り (%)	60.1	56.5	97.5	82.0	154.8
(比較指標：日経平均 株価) (%)	(95.3)	(96.1)	(138.4)	(122.1)	(175.0)
最高株価 (円)	10,220	7,180	9,386	12,180	4,954 (27,695)
最低株価 (円)	4,210	4,491	4,854	6,368	3,365 (5,730)

(注) 1 百万円未満を四捨五入して記載しています。

2 2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

3 2025年度の1株当たり配当額は、株式分割前の1株当たり中間配当額22円00銭と株式分割後の1株当たり期末配当額5円50銭を合算した金額となっています。株式分割を考慮した場合、中間配当額は5円50銭に相当しますので、期末配当額と合わせた年間配当額は11円00銭となります。

4 2025年度の1株当たり配当額27円50銭のうち、期末配当額5円50銭については、2026年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項となっています。

5 2021年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

6 2021年度の株価収益率および配当性向については、当期純損失であるため記載していません。

7 従業員数は、就業人員数を表示しています。従業員数の()は、年間平均臨時雇用者数であり、外数で

す。

- 8 株主総利回りの記載にあたっては、株式分割を考慮した株価を使用して算定しています。
- 9 最高・最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものです。なお、2025年度の株価については株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、() 内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しています。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月30日
【会社名】	ソフトバンクグループ株式会社
【英訳名】	SoftBank Group Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長執行役員 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目7番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年7月2日
【発行登録書の効力発生日】	2026年7月10日
【発行登録書の有効期限】	2028年7月9日
【発行登録番号】	8－関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,500,000百万円
【発行可能額】	1,500,000百万円 (1,500,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。なお、2026年8月4日を払込期日と して、ソフトバンクグループ株式会社第68回無担保社債 [券面総額又は振替社債の総額80,000百万円(発行価額 の総額80,000百万円)]及びソフトバンクグループ株式 会社第69回無担保社債[券面総額又は振替社債の総額 10,000百万円(発行価額の総額10,000百万円)]をそれ ぞれ発行すべく、2026年7月29日に発行登録追補書類 (発行登録追補書類番号 8－関東1－1)を関東財務 局長に提出していますが、本訂正発行登録書提出日 (2026年7月30日)現在払込みが完了していないため、 上記発行可能額の算出には加算されていません。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年7月30日(提出日)です。
【提出理由】	訂正臨時報告書を2026年7月30日、関東財務局長に提出いたしま した。 この訂正臨時報告書の提出により、当該書類を2026年7月2日に 提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおりです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月24日
【会社名】	ソフトバンクグループ株式会社
【英訳名】	SoftBank Group Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長執行役員 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 CFO 兼 CISO 後藤 芳光
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年 7 月 2 日
【発行登録書の効力発生日】	2026年 7 月10日
【発行登録書の有効期限】	2028年 7 月 9 日
【発行登録番号】	8－関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,500,000百万円
【発行可能額】	1,410,000百万円 (1,410,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段 () 書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出してお ります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年 8月24日（提出日）です。
【提出理由】	2026年 7 月 2 日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項中、 「第一部 証券情報」「第 1 募集要項」の記載について訂正を必要 とするため。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

【社債管理者を設置する場合】

1 【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

（訂正前）

未定

（訂正後）

銘柄	ソフトバンクグループ株式会社第70回無担保社債
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金1,000,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1,000,000円
発行価額の総額（円）	金1,000,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定（年4.30％～4.90％を仮条件とし、2026年9月4日に決定される予定） （注）16
利払日	毎年3月17日及び9月17日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、2027年3月17日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月17日及び9月17日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「（注）15 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2033年9月16日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、2033年9月16日にその総額を償還する。 （2）償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）15 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年9月7日から2026年9月16日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1 担保提供制限 (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下、「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。 (3) 当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により担保権の設定されている他社の社債を承継する場合には、本項第(1)号は適用されない。 2 担保提供制限に係る特約の解除 当社が、本欄第1項もしくは別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、又は、当社が別記「(注) 4 特定物件の留保」により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときは、以後、本欄第1項、別記「(注) 6 社債管理者に対する定期報告」(4)及び別記「(注) 7 社債管理者に対する通知」(3)は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1 担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。 (2) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は前号により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 2 純資産額の維持 (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社の事業年度の末日における貸借対照表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成され、かつ監査済であるものをいう。以下同じ。）に示される純資産の部の金額を3,698億円以上に維持しなければならない。 (2) 前号に定める金額を下回る場合は、その貸借対照表の基準とした事業年度の末日より4か月を経過したときに前号の違背が生じたものとみなす。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）からAの信用格付を2026年9月4日付で取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される

「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行しない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。この場合、当社は本（注）12に定める方法により社債権者に通知する。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、本（注）3(2)又は(3)に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背した場合は2銀行営業日を、また、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背した場合は5銀行営業日を、それぞれ経過してもこれを治癒又は補正できないとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第2項第(2)号に基づき同項第(1)号の違背が生じたものとみなされたとき。
- (4) 当社が本（注）6、本（注）7(2)及び(3)、本（注）8又は本（注）12に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内（ただし、当該期間が30日を下回る場合には、30日以内とする。）にその治癒又は補正をしないとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債（海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。）について期限の利益を喪失し、又は償還期日が到来しても当該社債の要項に定める一定の期間内に弁済をすることができず期限が到来したとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が150億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4 特定物件の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下、「留保資産」という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず、本社債のために留保することができる。この場合、当社は、社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。
- (2) 本（注）4(1)の場合、当社は、社債管理者との間に次の①乃至⑥についても特約する。
 - ① 留保資産のうえには本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。
 - ② 当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
 - ③ 当社は、原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
 - ④ 当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
 - ⑤ 当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。
 - ⑥ 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- (3) 本（注）4(1)の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

5 担保提供状況

- (1) 当社は、2026年6月30日現在において担保提供を行っている国内債務が一切存在しないことを保証する。
- (2) 当社は、社債管理者が必要があると認め請求したときは、2026年7月1日以降、本社債の払込期日の前日までに国内債務のために担保提供を行った、又は行う予定があるときはその国内債務の現存額及び担保物を書面により社債管理者に通知する。

6 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、半期報告書の写しを当該半期経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、当社は遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、本（注）6(2)に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、本（注）6(1)及び(2)に規定する書面の提出を省略することができる。
- (4) 当社は、本社債発行後、毎事業年度末における本（注）5及び本（注）7(3)に該当した国内債務の現存額、担保物その他必要な事項を社債管理者に報告する。

7 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① その事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。
- (3) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

8 社債管理者の請求による報告及び調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）8(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

9 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（社債管理委託契約第2条に掲げる行為を除く。）をしない。

11 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - ① 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - ② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
- (2) 本（注）11(1)の場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

12 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令又は社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとする。

また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

13 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）12に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

14 発行代理人及び支払代理人

株式会社あおぞら銀行

15 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

16 最終的に決定される利率は、上記の範囲外となる可能性がある。

4【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

(1)【社債の引受け】

本発行登録の発行予定額のうち、1,000,000百万円を社債総額とするソフトバンクグループ株式会社第70回無担保社債を取得させる際の引受金融商品取引業者及び各引受金融商品取引業者の引受金額は、以下を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	240,000
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	190,000
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	150,000
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	120,000
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	110,000
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	100,000
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	37,000
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	24,000
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	22,000
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	4,000
西日本シティTT証券株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号	3,000
計	—	1,000,000

(2)【社債管理の委託】

本発行登録の発行予定額のうち、1,000,000百万円を社債総額とするソフトバンクグループ株式会社第70回無担保社債の社債管理者は、次の者を予定しております。

社債管理者の名称	住所
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

ソフトバンクグループ株式会社第70回無担保社債の払込金額の総額1,000,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）